

第3章 ドイツ

(参考) 1ユーロ=116.26円 (2010年期中平均)

1 概観

ドイツにおける失業者に対する給付制度は、1918年に創設された公的扶助方式（税を財源として国や自治体が給付を行う制度）による「失業者保護」に始まり、その後1927年にドイツにおいて初めての社会保険方式（社会保険料を主な財源として給付を行う制度）による「失業支援金」の支給を規定する「職業紹介・失業保険法」が制定され、失業者支援制度が導入された。

第二次世界大戦後、旧西ドイツにおいては、高度成長による人手不足を背景に失業者が減少した。1961年には生活困窮者の保護についての「連邦社会扶助法」が制定された。

1969年には、失業時の現金給付という消極的労働市場政策から、職業紹介や職業相談、職業訓練など積極的労働市場政策に重点を置くことへの転換が図られ、「雇用促進法」及び「職業教育訓練法」が新たに制定された。ここでは現金給付として、社会保険方式による「失業給付 (Arbeitslosengeld)」とともに、主として失業給付の受給期間が終了になった者を対象とし、公的扶助方式により連邦政府が費用負担を行う「失業扶助 (Arbeitslosenhilfe)」が定められた。失業給付は、失業保険加入期間に応じて段階的に定められた期間支給された。失業扶助は、失業しており、かつ生活に困窮している者がミーンズ・テスト¹⁾を受けた上で、無期限で支給された。これらの失業給付及び失業扶助の給付額は、離職前の労働賃金に連動した金額で定められた。また、公的扶助方式により地方自治体が費用負担を行う「社会扶助 (Sozialhilfe)」により、親族等からの支援がなく、かつ就労による収入を得られないか又は十分な収入を得られない生活困窮者に対する保護も行われていた。

1980年代に失業者が増加すると、連邦政府は失業保険の財政悪化に対処するために、失業給付と失業扶助

の給付率を引き下げるなどの緊縮財政をとったが、抜本的な改革は先送りされたままであった。

1990年10月の東西ドイツ統合は失業情勢に深刻な影響を及ぼした。旧東ドイツ地域の競争力のない産業の崩壊により失業率が高まり、統一直後の好景気が過ぎ去った1992年ごろから、ドイツ全体の失業率を押し上げていった。このため、失業の長期化とともに財政負担が増大した。また、生活困窮者保護制度である「社会扶助」も、事業に失敗した自営業者や、学校卒業後職に就けない若年層など、「失業扶助」を受給できない就労世代を多数含むようになっていった。

2002年2月にシュレーダー首相(当時)は、当時400万人にのぼっていた失業者を、就労促進により半減することを目標として、元フォルクスワーゲン社労務担当役員のペーター・ハルツ氏を委員長とする「労働市場における現代的サービス委員会」(一般に「ハルツ委員会」と呼ばれる)を設置し、労働市場改革のための提言を依頼した。2002年8月にハルツ委員会は、労働政策全般にわたる改革を提案する報告書を出し、これに基づき「労働市場の現代的サービスのための第Ⅰ法～第Ⅳ法」(一般に「ハルツ第Ⅰ法～第Ⅳ法」と呼ばれる)の4つの法律が制定された。これらの法律は、社会法典各編を改正する法律等から構成されており、2003年から2005年にかけて施行された(一般に「ハルツ改革」と呼ばれる)。このハルツ改革により、求職者は連邦雇用庁との間で「統合協定」を締結し、これに基づき就労支援サービスや現金給付を受ける一方で、求職者が正当な理由なく就労を拒否した場合は現金給付の減額などの制裁措置が課されるなど、求職者に対して就労義務の履行が強く要請されることとなった。

ハルツ第Ⅰ法から第Ⅲ法によって、失業者の就業機会を増加させ、職業紹介や失業給付を行う連邦雇用庁の支援体制を強化した後、ハルツ第Ⅳ法により社会扶

1) ミーンズ・テスト (means test) とは、国民が政府に対し、社会保障制度による給付を申請した際に、申請者が要件を満たすかどうか判断するために行政側が行う資力調査のことを言う。調査は申請者の収入、資産、またはその両方を対象にして行われ、通常は収入・資産が一定水準を下回るものが受給の要件となる。申請者を含む世帯について要件を満たすかどうかを調査する場合も多い。

助の受給者から就労可能な層を抜き出して失業扶助と統合し、「社会法典第2編(SGB II)―求職者のための基礎保障―」を新たに制定し、同新法典の対象者を就労可能な要扶助者とした。この新法典により現金給付として失業者本人には「失業給付Ⅱ」が、「失業給付Ⅱ」の受給者と同一世帯に属する就労能力のない家族には「社会手当」が支給されることとなった。給付のレベルは、社会扶助と同一基準に設定されている。現金給付以上に、職業相談、職業紹介、職業訓練など就労支援に力点を置いており、職業紹介を拒否した場合の制裁も強化されたと言える。ドイツではこれらの法律により、福祉から就労へと転換させる仕組みが整備された。また、「ハルツ改革」により、ミニ・ジョブ/マイ・ジョブ従事者に対する所得税・社会保険料の減免、「失業給付Ⅱ」を受給しながらの就労(追加的稼得)における所得控除、中高年齢労働者に対する所得保障、若年労働者に対する職業訓練助成金等の制度などの就労と公的給付を組み合わせる「コンビ賃金(Kom-

bilohn)」の仕組みが導入された。

2010年7月には、「社会法典第2編(SGB II)」の実施主体である「ジョブ・センター(Job Center)」における国と地方自治体との協力体制についてドイツの憲法に当たる「基本法(GG)」に明記し、組織体制充実が行われた。

ドイツでは、2008年秋の世界経済・金融危機後、他国と比べて危機を早期に克服し、景気の落ち込みを労働市場の動向に波及しないようにすることに成功したが、この背景には、企業が操業短縮労働等を通じて柔軟に対応した結果、月当たり約30万人分の職が維持されたことが大きいと言われている。

このため、ドイツ連邦政府は、当初は2010年12月までとされていた操業短縮労働による企業への賃金助成期間(最長12か月間)を2011年12月まで延長することを決定し、これにより労働市場へのプラス効果を将来にわたって保証することとしている。

2 失業等の状況

(1) 失業率の推移

〈表1-4-1〉ドイツの失業率の推移

(%)

年	登録失業率					ILO基準失業率				
	①全体	②東西ドイツ別		③男女別		④年齢別			⑤全体	⑥全体
	15-64歳	西部ドイツ	東部ドイツ	男性	女性	15-24歳	25-49歳	50-64歳	15-74歳	15-64歳
2000	9.6	7.6	17.1	9.2	10.0	8.0	6.9	11.0	7.5	8.0
2001	9.4	7.2	17.3	9.2	9.5	7.8	7.0	10.4	7.6	7.8
2002	9.8	7.6	17.7	9.9	9.5	8.6	7.9	10.1	8.4	8.6
2003	10.5	8.4	18.5	10.9	10.0	9.9	9.1	11.4	9.3	9.9
2004	10.5	8.5	18.4	11.0	10.1	10.8	10.0	12.1	9.8	10.8
2005	11.7	9.9	18.7	11.7	11.8	11.2	10.1	12.0	10.7	11.2
2006	10.8	9.1	17.3	10.5	11.1	10.3	9.3	11.4	9.8	10.3
2007	9.0	7.5	15.1	8.5	9.6	8.7	7.8	9.4	8.4	8.7
2008	7.8	6.4	13.1	7.5	8.2	7.6	6.9	7.9	7.3	7.6
2009	8.2	6.9	13.0	8.4	7.9	7.8	7.2	7.6	7.5	7.8

資料出所 ドイツ連邦雇用庁(BA)²⁾、EUROSTAT³⁾、ドイツ連邦統計局⁴⁾

・ドイツ連邦雇用庁(BA)「Arbeitsmarkt in Zahlen Arbeitslosenstatistik Monats-/Jahreszahlen」Februar 2011

①②: Tabelle 2. 1. 1 ③: Tabelle 2. 2. 1

(注1) ①②③は登録失業率

登録失業率(%) = {登録失業者数 / (就労者数 + 登録失業者数)} × 100

*登録失業者は、「社会法典第3編(SGB III)」§16(失業)の定義に基づき、連邦雇用庁(BA)に失業登録をした者。登録失業率は、これを基に算出される。

(注2) ④⑥は、ILO基準の失業率(%) = {失業者数 / (就労者数 + 失業者数)} × 100

*失業者数は、労働力調査に基づく数値。

*④⑥は、EUROSTATの数値。

*⑤はドイツ連邦統計局の数値。

Employment and unemployment (Labour Force Survey) (employ) >

LFS series - Detailed annual survey results (lfsa) >

Total unemployment - LFS series (lfsa_unemp) >

Unemployment rates by sex, age groups and nationality (%) [lfsa_urgan]

(注3) 2005年の失業者数、失業率の顕著な増加の理由は、2005年1月より、ハルツ第IV法に基づく改正により、従来、社会扶助(日本の生活保護に相当)を受給していた者のうち就労可能な者については「失業給付Ⅱ(Alg II)」の受給者として失業登録が義務付けられたためである。2005年の失業者数、失業率とそれ以前のものと比較には留意を要する。

(2) 失業者数の推移

〈表1-4-2〉ドイツの失業者数の推移

年	登録失業者(人)					ILO基準失業者数(千人)			
	①全体	②東西ドイツ別		③男女別		④年齢別			⑤全体
	15-64歳	西部ドイツ	東部ドイツ	男性	女性	15-24歳	25-49歳	50-64歳	15-64歳
2000	3,889,695	2,380,987	1,508,707	2,053,377	1,836,317	382.1	1,762.8	975.4	3,120.4
2001	3,852,564	2,320,500	1,532,064	2,063,852	1,788,712	349.0	1,783.8	943.8	3,076.6
2002	4,061,345	2,498,392	1,562,953	2,239,919	1,821,426	418.1	2,012.3	929.8	3,360.1
2003	4,376,795	2,753,181	1,623,614	2,446,215	1,930,580	495.2	2,322.1	1,073.2	3,890.5
2004	4,381,281	2,782,759	1,598,522	2,448,719	1,932,563	570.1	2,524.9	1,162.5	4,257.5
2005	4,860,909	3,246,755	1,614,154	2,603,003	2,257,639	746.6	2,647.7	1,173.6	4,567.9
2006	4,487,305	3,007,158	1,480,146	2,337,511	2,149,729	663.1	2,420.3	1,160.8	4,244.2
2007	3,776,509	2,485,871	1,290,637	1,900,322	1,873,453	583.9	2,027.9	983.5	3,595.3
2008	3,267,907	2,144,651	1,123,256	1,667,592	1,599,918	518.3	1,770.4	846.4	3,135.1
2009	3,423,283	2,320,209	1,103,074	1,867,774	1,555,507	536.5	1,846.9	837.2	3,220.7

資料出所 ドイツ連邦雇用庁(BA)⁵⁾、EUROSTAT⁶⁾

「Arbeitsmarkt in Zahlen Arbeitslosenstatistik Monats-/Jahreszahlen」 Februar 2011 ①②：Tabelle 2.1.1 ③：Tabelle 2.2.1

・EUROSTAT

④⑤：Unemployment by sex, age groups and nationality (1000) [Ifsa_urgan]
 Employment and unemployment (Labour Force Survey) (employ) >
 LFS series - Detailed annual survey results (Ifsa) >
 Total unemployment - LFS series (Ifsa_unemp) >
 Unemployment by sex, age groups and nationality (1000) [Ifsa_urgan]

(注1) ①②③は登録失業者

*登録失業者は、「社会法典第3編(SGB III)」§16(失業)の定義に基づき、連邦雇用庁(BA)に失業登録をした者。登録失業率は、これを基に算出される。

(注2) ④⑤は、ILO基準の失業者

*失業者数は、労働力調査に基づく数値。

*④⑤は、EUROSTATの数値。

(注3) 2005年の失業者数、失業率の顕著な増加の理由は、2005年1月より、ハルト第IV法に基づく改正により、従来、社会扶助(日本の生活保護に相当)を受給していた者のうち就労可能な者については「失業給付Ⅱ(AIGⅡ)」の受給者として失業登録が義務付けられたためである。2005年の失業者数、失業率とそれ以前のものと比較には留意を要する。

(3) 失業期間別構成比の推移

〈表1-4-3〉ドイツの失業期間別構成比の推移

(%, 千人)

年	1か月未満	1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月以上 48か月未満	48か月以上	失業者数
2000	5.8	11.4	14.5	15.7	10.3	7.5	13.8	18.6	3,120.4
2001	6.4	11.2	15.7	15.5	9.9	7.8	13.4	18.5	3,076.6
2002	5.7	12.3	16.6	16.7	10.3	7.3	12.1	17.3	3,360.1
2003	5.2	11.1	14.9	18.2	10.5	8.4	13.5	16.9	3,890.5
2004	5.2	11.5	15.2	15.6	11.0	8.8	14.4	16.9	4,257.5
2005	6.0	12.1	12.3	16.2	10.4	8.3	16.2	17.7	4,567.9
2006	5.7	11.5	11.1	14.7	10.3	7.7	17.1	20.6	4,244.2
2007	6.2	12.4	11.2	13.0	8.9	7.6	16.9	22.6	3,595.3
2008	6.7	13.6	12.7	13.8	7.8	6.2	14.5	23.4	3,135.1
2009	7.6	15.4	14.8	16.1	8.1	5.6	11.3	20.0	3,220.7

資料出所 EUROSTAT⁷⁾

Unemployment by sex, age groups and detailed duration of unemployment (1000) [Ifsa_ugad]

■ 2) 「Arbeitsmarkt in Zahlen Arbeitslosenstatistik Monats-/Jahreszahlen」
 Detaillierte Informationen > Zeitreihen > Arbeitslosigkeit in Deutschland seit 1950 - Monats-/Jahreszahlen
 (<http://www.pub.arbeitsamt.de/hst/services/statistik/detail/z.html>) 参照。

■ 3) Unemployment rates by sex, age groups and nationality (%) [Ifsa_urgan]
 (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/porta/eurostat/home/>) 参照。
 (http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/porta/employment_unemployment_ifs/data/database) 参照。

■ 4) ILO方式失業率については、(連邦統計局 (DESTATIS) のホームページ
 (<http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/EN/Content/Statistics/TimeSeries/EconomicIndicators/LabourMarket/Content75/arb422a,templateId=renderPrint.psm1>) 参照。

(4) 失業給付等受給者数の推移

後述の3に記載の各制度（公表された統計があるもののみ。）にかかる受給者数は以下のとおりである。（各制度の詳細については、後述の3の各項目を参照のこと。）

ア 失業給付Ⅰの受給者数の推移

〈表1-4-4〉失業給付Ⅰの受給者数の推移

年	①全体	②東西ドイツ別	
		西部ドイツ	東部ドイツ
2000	1,694,576	997,624	696,952
2001	1,724,543	1,044,760	679,783
2002	1,898,585	1,241,910	656,674
2003	1,919,079	1,325,660	593,419
2004	1,844,947	1,287,763	557,183
2005	1,728,045	1,207,641	520,404
2006	1,445,224	1,022,519	422,705
2007	1,079,941	769,077	310,864
2008	916,667	647,339	269,328
2009	1,140,982	842,821	298,161

資料出所 ドイツ連邦雇用庁(BA)⁵⁾
Arbeitslosengeldempfänger Deutschland/West-/Ostdeutschland
Berichtszeitraum : 1991 bis 2009
Detaillierte Informationen > Zeitreihen >
Zeitreihe zu Arbeitslosengeldempfänger Deutschland, West, Ost 1991 bis aktuell

イ 「求職者のための基礎保障」の枠組における「失業給付Ⅱ (Alg II)」及び「社会手当 (SG)」の受給者数の推移

〈表1-4-5〉「求職者のための基礎保障」の枠組における「失業給付Ⅱ (Alg II)」及び「社会手当 (SG)」の受給者数の推移

年	失業給付Ⅱ (Alg II) ①全体	②東西ドイツ別		社会手当 (SG) ①全体	②東西ドイツ別	
		西部ドイツ	東部ドイツ		西部ドイツ	東部ドイツ
2005	4,981,748	3,168,115	1,795,633	1,774,349	1,255,048	519,302
2006	5,392,166	3,461,802	1,930,364	1,954,975	1,399,071	555,904
2007	5,276,609	3,393,715	1,882,894	1,963,463	1,401,813	561,650
2008	5,009,872	3,240,005	1,769,886	1,897,081	1,352,174	544,907
2009	4,907,759	3,223,801	1,683,958	1,817,393	1,300,826	516,568

資料出所 ドイツ連邦雇用庁(BA)⁵⁾
「Statistik der Grundsicherung für Arbeitsuchende nach dem SGB II」
Zeitreihe zu Strukturwerten SGB II nach Ländern
Daten mit Wartezeit von 3 Monaten
Berichtszeitraum : Januar 2005 bis Januar 2010
Detaillierte Informationen > Zeitreihen >
Arbeitslosigkeit in Deutschland seit 1950 - Monats-/Jahreszahlen

5) 「Arbeitsmarkt in Zahlen Arbeitslosenstatistik Monats-/Jahreszahlen」
Detaillierte Informationen > Zeitreihen > Arbeitslosigkeit in Deutschland seit 1950 - Monats-/Jahreszahlen
(<http://www.pub.arbeitsamt.de/hst/services/statistik/detail/z.html>) 参照。

(注) 「求職者のための基礎保障」の枠組における「失業給付Ⅱ (Alg II)」及び「社会手当 (SG)」は、2005年1月1日から創設された制度である。（なお、詳細については、3(2)を参照のこと。）

ウ 社会扶助 (Sozialhilfe) の受給者数の推移

〈表1-4-6〉社会扶助 (Sozialhilfe) の受給者数の推移

年	受給者数
2005	630,295
2006	681,991
2007	732,602
2008	767,682
2009	763,864

資料出所 ドイツ連邦統計局 (DESTATIS)
受給者数は、各年末の数値。
「社会法典第12編 (SGB XII)」第4章 (高齢時及び就労不能時の基礎保障) を法的根拠とする。
Fachserie 13 Reihe 2.2: Empfänger/-innen von Sozialhilfe in Form von -Hilfe zum Lebensunterhalt
-Grundsicherung im Alter und bei Erwerbsminderung
• B12 Zeitreihe der Empfänger/-innen von Grundsicherung im Alter und bei Erwerbsminderung nach Altersgruppen, Geschlecht und Staatsangehörigkeit am Jahresende ab dem Berichtsjahr 2003
(<https://www-ec.destatis.de/csp/shop/sfg/bpm.html.cms.cBroker.cls?cmspath=struktur,sfgsuchergebnis.csp>) 参照。
• 2009年の数値：
(<http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/EN/press/pr/2010/10/PE10...377...221.psml>) 参照。

(注) 「社会法典第12編 (SGB XII)」を法的根拠とする。「社会扶助 (Sozialhilfe)」は、2005年1月1日から創設された制度である。（なお、詳細については、3(3)を参照のこと。）

エ 操業短縮労働者助成金 (Kurzarbeitergeld) の受給者数の推移

〈表1-4-7〉操業短縮労働者助成金 (Kurzarbeitergeld) の受給者数の推移

年	①全体	②東西ドイツ別	
		西部ドイツ	東部ドイツ
2000	86,052	59,318	26,734
2001	122,942	93,933	29,009
2002	206,767	162,123	44,645
2003	195,371	160,496	34,876
2004	150,593	121,610	28,984
2005	125,505	100,809	24,696
2006	66,981	54,090	12,890
2007	68,317	51,903	16,414
2008	101,540	80,168	21,373
2009	1,142,674	979,804	151,859

資料出所 ドイツ連邦雇用庁(BA)
Zeitreihe Kurzarbeiter Deutschland/West/Ost
Berichtszeitraum : 1991 bis 2009
Detaillierte Informationen > Zeitreihen > Zeitreihe zu Kurzarbeiter Deutschland, West, Ost 1991 bis aktuell
(<http://www.pub.arbeitsamt.de/hst/services/statistik/detail/z.html>) 参照。

オ 倒産手当 (Insolvenzgeld) の受給者数の推移

〈表1-4-8〉 倒産手当 (Insolvenzgeld) の受給者数の推移

年	受給者数
2007	145,651
2008	146,521
2009	218,932

資料出所 ドイツ連邦雇用庁 (BA)
「Arbeitsmarkt in Zahlen Leistungen nach dem SGB III」:
Anträge auf Insolvenzgeld insgesamt, Jahresergebnis 2009
倒産手当 (InsG) の支給決定がなされた被用者数。
(<http://www.pub.arbeitsamt.de/hst/services/statistik/detail/s.html>) 参照。

カ 中高年労働者に対する所得保障 (Entgeltssicherung für Ältere Arbeitnehmer) の受給者数の推移

〈表1-4-9〉 中高年労働者に対する所得保障 (Entgeltssicherung für Ältere Arbeitnehmer) の受給者数の推移

年	人
2003	1,461
2004	4,534
2005	4,357
2006	4,077
2007	9,047
2008	11,712
2009	13,943

資料出所 ドイツ連邦雇用庁 (BA)
Sondernummer der Amtlichen Nachrichten der Bundesagentur für Arbeit (ANBA) : Entgeltssicherung für Ältere nach § 421j SGB III
・「Arbeitsmarkt 2008」 Tabelle III . B. 4a (2003~2008年のデータ)¹⁰⁾
・「Arbeitsmarkt 2009」 Tabelle IV . B. 4a (2004~2009年のデータ)¹¹⁾

○参考データ

ドイツにおける生産年齢人口 (15-64歳) 及び労働力人口 (15-64歳) の推移

〈表1-4-10〉 ドイツにおける生産年齢人口 (15-64歳) 及び労働力人口 (15-64歳) の推移

年	①生産年齢人口 (15-64歳) (人)	②労働力人口 (15-64歳) (人)
2000	55,915,209	39,097,100
2001	55,788,284	39,221,400
2002	55,755,743	39,229,000
2003	55,682,281	39,413,500
2004	55,509,566	39,280,000
2005	55,208,740	40,705,500
2006	54,918,049	41,077,600
2007	54,574,251	41,206,800
2008	54,417,397	41,373,800
2009	54,134,237	41,351,300

資料出所 EUROSTAT¹²⁾
①Population on 1. January by age and sex (demo_pjan)
http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/statistics/search_database
②Active population by sex, age groups and nationality (1000) [lfsa_agan]

3 失業等の場合における生活保障制度 ……………

ドイツにおける失業等の場合における生活保障制度の大枠としては、社会保険料を財源とする「失業給付 I」(「社会法典第 3 編 (SGB III) : 就労促進」) 及び税を財源とする「失業給付 II」(「社会法典第 2 編 (SGB II) : 求職者に対する基礎保障」) とがある。

(1) 失業給付 I (Arbeitslosengeld I : Alg I)¹³⁾

a 制度の概要

「失業給付 I (ALG I)」は、社会保険料を財源とする失業給付であり、失業給付の受給者に対しては、現金が支給される失業給付に加え、職業紹介、職業相談、起業支援策などの支援が実施される。

■ 6) Unemployment by sex, age groups and nationality (1000) [lfsa_urgan] (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/eurostat/home/>)、(http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/employment_unemployment_lfs/data/database) 参照。
■ 7) Unemployment by sex, age groups and detailed duration of unemployment (1000) [lfsa_ugad] <http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/eurostat/home/> EUROSTAT > Statistics > Browse/Search database > Database by themes > Population and social conditions > Labour market (labor) > Employment and unemployment (Labour Force Survey) (employ) > LFS series-Detailed annual survey results (lfsa) > Total unemployment_LFS series (lfsa-unemp) > Unemployment by sex, age groups and detailed duration of unemployment (1000) (lfsa_ugad)
■ 8) (<http://www.pub.arbeitsagentur.de/hst/services/statistik/detail/z.html>) 参照。
■ 9) 資料出所 ドイツ連邦雇用庁 (BA)
「Statistik der Grundsicherung für Arbeitsuchende nach dem SGB II」 (<http://statistik.arbeitsagentur.de/Navigation/Statistik/Statistik-nach-Themen/Zeitreihen/Zeitreihen-Nav.html>) 参照。
■ 10) 資料出所 連邦雇用庁 (BA) の統計 : 「Arbeitsmarkt 2008」、P. 111 (<http://statistik.arbeitsagentur.de/cae/servlet/contentblob/11556/publicationFile/672/Arbeitsmarkt-2008.pdf>) 参照。
■ 11) 資料出所 連邦雇用庁 (BA) の統計 : 「Arbeitsmarkt 2009」、P. 73 (<http://statistik.arbeitsagentur.de/cae/servlet/contentblob/11554/publicationFile/671/Arbeitsmarkt-2009.pdf>) 参照。
■ 12) (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/eurostat/home/>)、(http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/employment_unemployment_lfs/data/database) 参照。

b 根拠法令

「社会法典第3編 (SGB III)」である。

c 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

給付業務は公共職業安定所 (AA) が行う。

d 財源

原則として社会保険料負担 (労使折半) が財源であるが、不足分は政府が負担する。

なお、保険料率は、3.0%である。ただし、2009年1月から2010年12月までの間は時限措置として2.8%となっていた¹⁴⁾。

e 制度の対象者

被保険者は、65歳未満の者である(「社会法典第3編 (SGB III)」§ 117-(2))。

被用者は強制加入で、自営業者は任意加入となっている。また、非正規雇用者 (ミニジョブ従事者¹⁵⁾) は適用除外となっている。

f 受給要件¹⁶⁾

受給に当たっては、下記(a)~(c)の要件をすべて満たしていることが必要である。

(a) 失業していること¹⁷⁾。

(b) 公共職業安定所 (AA) に失業登録し、少なくとも週15時間以上の仕事を探しており、公共職業安定所 (AA) が紹介する仕事にすぐに応じることが可能なこと。

(c) 失業給付の権利取得期間 (Anwartschaftszeit) を満たしていること。

なお、権利取得期間 (Anwartschaftszeit) は、通常離職前2年間において通算12か月以上保険料を納付していることが必要である¹⁸⁾。

2009年8月1日から2012年8月1日までの間は暫定措置として、以下の①及び②を満たす場合には、年齢に関わらず、権利取得期間の要件が6か月に緩和される¹⁹⁾。

① 離職前の社会保険加入義務期間が6週間を超えないこと。

② 離職前1年間の収入について、西部ドイツにおいては平均月収2,555ユーロ (又は年収30,660ユーロ)、東部ドイツにおいては平均月収2,170ユーロ (又は年収26,040ユーロ) を超えないこと (2010年1月1日現在)。

なお、給付期間については、離職前2年間の保険料納付期間に応じて下記の表のとおりとなっている²⁰⁾。

13) 「失業給付」に関する参考資料は下記を参照。

- ドイツ連邦労働・社会省 (BMAS) 「Social Security at a Glance, 2008」
(http://www.bmas.de/portal/10120/property=pdf/a998_social_security_at_a_glance_total_summary.pdf)
- Deutsche Sozialversicherung (<http://www.deutsche-sozialversicherung.de/en/unemployment/index.html>)
- Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2008
(<http://www.socialsecurity.gov/policy/docs/progdsc/ssptw/2008-2009/europe/germany.html>)
- ドイツ連邦労働・社会省 (BMAS) の解説 (Artikel) 「Arbeitslosengeld」
(http://www.bmas.de/coremedia/generator/13220/arbeitslosengeld_1.html)

14) 失業保険料率は、2007年1月に6.5%から4.2%に引き下げられ、景気の回復に伴う失業者の減少により、失業保険財政に余剰が生じたため、2008年1月に3.3%に再度引き下げられた。2009年1月より、2.8%へ引き下げられたが、景気後退により失業者が再び増加する可能性があるため、法律上は3.0%と規定し、時限措置として2010年12月までは2.8%となった。

なお、詳細については、連邦社会・労働省 (BMAS) の社会保険料率に関する下記の参考資料を参照。

- (http://www.bmas.de/portal/23420/bekanntmachung_des_durchschnittlichen_gesamtsozialversicherungsbeitrages_und_des_faktors_f.html)、
- (http://www.bmas.de/portal/40876/property=pdf/2009_11_16_faktor_f_2010.pdf)

15) ミニジョブ従事者については、4(1)を参照。

16) 「社会法典第3編 (SGB III)」§ 118 (http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_118.html) 及び § 119 (http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_119.html) 参照。

17) 「社会法典第3編 (SGB III)」§ 16 (失業) (http://bundesrecht.juris.de/sgb_3/_16.html) 参照。

18) 「社会法典第3編 (SGB III)」§ 123 (http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_123.html) 及び § 124 (http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_124.html) 参照。

19) 「失業給付 I」の権利取得期間の要件緩和についての詳細は、ドイツ連邦労働・社会省 (BMAS) のホームページ

(http://www.bmas.de/portal/13220/arbeitslosengeld_1.html) 及びドイツ連邦雇用庁 (BA) のホームページ

(http://www.arbeitsagentur.de/nn_25694/Navigation/zentral/Buerger/Arbeitslos/Alg/Dauer-Hoeh/Hoeh-Dauer-des-Anspruchs/Dauer-des-Anspruchs-Nav.html)、

(http://www.arbeitsagentur.de/nn_25694/zentraler-Content/A07-Geldleistung/A071-Arbeitslosigkeit/Allgemein/Anwartschaftszeit.html#d1.1) 参照。

〈表1-4-11〉 2009年8月1日から2012年8月1日までの暫定措置

離職前2年間の保険料納付期間	給付期間
6か月	3か月
8か月	4か月
10か月	5か月

g 給付内容

(a) 給付額

給付額は、離職前に社会保険加入義務のある総労働報酬から得られる純報酬総額²¹⁾ (Nettoarbeitsentgelts) に応じて支給される。子供がいる場合は純報酬総額の67%、それ以外の場合は60%を受け取ることができる²²⁾。

なお、「失業給付Ⅰ」の受給者は、医療保険、介護保険に加入することが義務付けられているが、これらの保険料については、連邦雇用庁所 (BA) が全額負担することとなっている²³⁾。

また、年金保険については、失業給付の支給開始前の最終年に年金保険加入義務があった場合は、連邦雇用庁 (BA) から年金保険実施機関へ義務保険料が支払われる²⁴⁾。

労災保険については、「失業給付Ⅰ」の受給者は、労災保険に任意加入 (保険料は労働者が負担) することができるが、公共職業安定所 (AA) の指示を受けて各種場所を訪問する場合 (例えば医師の診療を受ける場合や、事業主の面接を受ける場合) は、連邦雇用庁 (BA) により自動的に社会保険料が負担され、労災保険により保障される。なお、労災が発生した場合は、受給者自身が公共職業安定所 (AA) に届けることが必要となる²⁵⁾。

(b) 給付期間

給付期間は、離職前3年間における被保険者期間と申請時の満年齢に応じて、下記表に記載のとおり、6か月間から24か月間²⁶⁾となっている²⁷⁾。

〈表1-4-12〉 失業給付Ⅰの給付期間(2008年1月1日現在)

年齢	被保険者期間(離職前3年間の月数)						
	12か月以上	16か月以上	20か月以上	24か月以上	30か月以上	36か月以上	48か月以上
50歳未満	6か月	8か月	10か月	12か月			
50歳以上 55歳未満				15か月			
55歳以上 58歳未満				18か月			
58歳以上				24か月			

(c) 制裁²⁸⁾

失業者が、以下のような場合には「失業給付Ⅰ」の給付が原則として12週間停止される。

- ① 自ら積極的に求職活動を行わない。
- ② 公共職業安定所 (AA) の職業紹介に応じない。
- ③ 統合措置 (例えば、職業継続教育措置) への参加を拒否する。

h 給付実績等

2009年における月当たりの「失業給付Ⅰ」の受給者数は、1,140,982人であった。

資料出所 ドイツ連邦雇用庁 (BA)²⁹⁾

(2) 失業給付Ⅱ (Arbeitslosengeld II : Alg II)

a 制度の概要

「失業給付Ⅱ (Alg II)」は、自身の資金をわずかしか、

20) 「社会法典第3編 (SGB III)」§ 123 (http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_123.html) 及び § 127 (http://bundesrecht.juris.de/sgb_3/_127.html) 参照。

21) 純報酬総額 (Nettoarbeitsentgelts) は、手取り月額 (法律上の控除額を差し引いた後の離職前の総収入) である。

22) 「社会法典第3編 (SGB III)」§ 129 (http://bundesrecht.juris.de/sgb_3/_129.html) 参照。

23) 「社会法典第3編 (SGB III)」§ 207 (http://bundesrecht.juris.de/sgb_3/_207.html) 参照。

24) 「社会法典第3編 (SGB III)」§ 207a (http://bundesrecht.juris.de/sgb_3/_207a.html) 参照。

25) 連邦雇用庁 (BA) 2010年3月29日付けプレスリリース。

(http://www.arbeitsagentur.de/nr_26976/zentraler-Content/A07-Geldleistung/A074-Sozialversicherung/Allgemein/Sozialversicherung-Alg.html) 参照。

26) 2004年のハルツ労働市場改革により給付期間が短縮された (被保険者期間が36か月以上の場合、55歳未満は12か月、55歳以上は32か月から18か月に短縮) が、高齢者の貧困防止の観点から、2008年1月1日より55歳以上は18か月、58歳以上は24か月に給付期間が延長された。

27) 「社会法典第3編 (SGB III)」§ 127-(2) (http://bundesrecht.juris.de/sgb_3/_127.html) 参照。

28) 「社会法典第3編 (SGB III)」§ 144 (http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_144.html) 参照。

29) ドイツ連邦雇用庁 (BA) ホームページ

「Arbeitslosengeldempfänger Deutschland/West-/Ostdeutschland Berichtszeitraum : 1991 bis 2009”

(<http://statistik.arbeitsagentur.de/Navigation/Statistik/Statistik-nach-Themen/Zeitreihen/Zeitreihen-Nav.html>) 参照。

あるいは全く持たない者であって、就労が可能な者（「就労可能な要扶助者（erwerbsfähige hilfebedürftige Personen：eHb）」と呼ばれる。）に対して、生計を維持するために不可欠な最低生活水準を保障するために必要な給付を行う制度である。

本制度は2005年1月1日から施行された「ハルツ第IV法」により、「社会扶助（Sozialhilfe）」³⁰⁾の受給者から就労可能な層を抜き出して「失業扶助（Arbeitslosenhilfe）」³¹⁾と統合し、「社会法典第2編（SGB II）」を新たに制定し、対象者を就労可能な要扶助者（eHb）としたものである。

この新法典により失業者本人（就労可能な要扶助者（eHb））には「失業給付Ⅱ」が支給される。また、就労可能な要扶助者（eHb）が、就労可能でない要扶助者と「需要共同体（Bedarfsgemeinschaft：BG）」³²⁾において生活している場合には、就労可能でない要扶助者に対し、「社会手当（Sozialgeld：SG）」が支給される³³⁾。給付のレベルは、社会扶助と同一基準に設定されている。

b 根拠法令

「社会法典第2編（SGB II）—求職者のための基礎保障（Grundsicherung für Arbeitsuchende）—」である。

c 管理運営主体

連邦雇用庁（BA）と地方自治体が共同で設置する「ジョブ・センター（Job Center）」が管理運営する³⁴⁾。

【参考】 ジョブ・センターの法律上の位置付けについて

2005年1月、連邦雇用庁（BA）は、「ハルツ第IV改革」により、雇用・社会保障制度改革の一環として、「社会法典第2編（SGB II）」に規定される長期失業者及びその家族に対する「失業給付Ⅱ（Alg II）」や「社会手当

（SG）」の支給及び就労支援等の職業相談、職業紹介に加えて、住居費及び暖房費の実費負担、各種相談（債務、薬物・アルコール依存症など）、心理社会的看護、特別な需要の受入（例えば、衣服や住居のための初期投入資金、学校での期間の長いクラス旅行の費用）に関する各種相談等を実施することになった。そのため、連邦雇用庁（BA）の地方組織である公共職業安定所（AA）が地方自治体と共同で設立し運営する「労働共同体（Arbeitsgemeinschaft：ARGE n）」（「社会法典第2編（SGB II）」§44b）、いわゆる「ジョブ・センター（Job Center）」において従前より相談業務を行っていた地方自治体の職員をジョブ・センターに受け入れ、ワン・ストップでサービス提供を開始した。しかしながら、この国と地方の協力体制が、ドイツ連邦共和国の憲法に当たる「基本法（GG）」に規定されていなかったことから、ドイツ連邦憲法裁判所の違憲判決が出されたため、2010年7月に「基本法（GG）」を改正し、①連邦及び地方自治体で共同作業を行うことができる事務及び、②地方自治体が単独で行うことができる事務について「基本法（GG）」に明記されるとともに、併せて組織体制充実の見直しが行われた³⁵⁾。

2010年7月現在、「ジョブ・センター」は、全国に345か所あり、今後も継続してワンストップサービスが提供される。就労可能な要扶助者（eHb）は居住地を管轄する「ジョブ・センター」を訪問すればよいことになっている。

2005年1月より2010年末までの6年間、地方自治体が、独自にジョブ・センターを運営する「選択自治体（Optionskommune）」制度が全国69か所で試験的に行われていたが、今般の「基本法（GG）」の改正により、これらの選択自治体制度も継続されることとなった。

■ 30) 「社会扶助（Sozialhilfe）」は、日本の生活保護に相当する困窮者保護制度である。

■ 31) 「失業扶助（Arbeitslosenhilfe）」は、失業保険と生活保護の間に位置する制度で、1918年に法制化され2004年まで継続した。主に失業保険の給付期間が満了した者を対象とし、離職前の賃金に対応する給付を無期限に行うものであったため、失業の長期化とともに財政負担が増大した。

■ 32) 「需要共同体（Bedarfsgemeinschaft：BG）」に属する者については、後述の「e 制度の対象者」を参照。

■ 33) 就労可能でない要扶助者が、単身の場合には、「社会扶助（Sozialhilfe）」の対象となる。

■ 34) 「社会法典第2編（SGB II）」§44b（http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_2/_44b.html）参照。

なお、ジョブセンター（Job Center）とは、労働共同体（ARGE n）及び選択自治体（Optionskommune）の総称である。また、労働共同体（ARGE n）及び選択自治体（Optionskommune）については、下記の【参考】を参照。

■ 35) 「基本法（GG）」§91e（http://www.gesetze-im-internet.de/gg/art_91e.html）参照。また、内容の詳細については、ドイツ連邦政府のプレス・リリース（2010年7月9日付け）

（http://www.bundesregierung.de/nn_1272/Content/DE/Artikel/2010/03/2010-03-31-jobcenterreform-beschlossen.html）参照。

d 財源

ドイツ連邦政府の一般財源（税金）及び地方自治体の一般財源（税金）である³⁶⁾。

e 制度の対象者

「失業給付Ⅱ (AlgⅡ)」の対象者は、15歳以上65歳未満³⁷⁾の、就労可能な要扶助者 (eHb)³⁸⁾で、日常的にドイツに居住する者³⁹⁾である。

就労可能 (erwerbsfähige) とは、1日あたり3時間以上就労可能であることである。また、3歳未満の子供の育児や家族の介護のために、一時的に就労できない場合もその者は就労可能とみなされる。

要扶助 (hilfebedürftige) であるとは、本人及び本人と需要共同体 (BG) において同居する者が生活するために必要となる額を本人の能力と資金では十分に満たすことができないことを意味する。

また、就労可能な要扶助者 (eHb) である本人と需要共同体 (BG) において同居する者とは、以下の者のことを言う。

- ① 就労可能な要扶助者 (eHb) のパートナー (以下のような場合も含む)
 - 一時的に離れて生活している配偶者
 - 一時的に離れて生活している生活パートナー
 - 就労可能な要扶助者 (eHb) と共通世帯で暮らし、互いの意思を合理的に評価し、相互に責任を負い保証し合う者 (責任共同体・保証共同体におけるパートナー)⁴⁰⁾。
- ② 25歳未満の就労可能な要扶助者 (eHb) 又はそのパートナーの未婚の子供
- ③ 25歳未満の就労可能な未婚の子供の、自身の就労能力のない父・母・パートナー

このように両親に就労能力がない場合は、その子供 (未婚で25歳未満) のうち少なくとも1人が、15歳以上で就労可能であれば、その子供と需要共同体 (BG) を形成する。

なお、需要共同体 (BG) に該当しないのは、同じ住居に住んでいても、世帯が分けて営まれ、誰もが自身のために買い物や料理をして、自分の洗濯物を自分で洗い、共通に調達された家具や家財道具がなく、誰もが本質的に他の人を考慮せずに生活を営んでいる場合である (例：住居共同体)。

需要共同体 (BG) は男女間のみならず、同性のパートナーの間にも存在しうる。

需要共同体 (BG) が存在するかどうか判断するのは、困難である場合が多く、信頼できる所轄の担当機関のみが調査することができる。

例えば、以下の場合には、自分自身が世帯に属している場合でも、自らの需要共同体 (BG) を形成する。

- 自分自身に子供がいる未婚の25歳未満の子供
- 満25歳以上の独身の子供

f 受給要件

就労可能であること及び要扶助性が存在することが必要である。

なお、失業状態は要件ではなく、自営業者でも要扶助である場合や、僅少労働者 (ミニ・ジョブの従事者) も支給対象者となる⁴¹⁾。

要扶助性を判断するにあたっては、原則として、まずは、財政的支援を受けようとする前に、自身の保有する資金を生活費に充当しなければならない。したがって、就労可能な要扶助者 (eHb) に所得や資産があるならば、その所得や資産から生活費に算入することに

■ 36) 「社会法典第2編 (SGBⅡ)」§46 (http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_2/_46.html) 参照。

■ 37) 上限年齢は、老齢年金の受給開始年齢に対応している。老齢年金の支給開始年齢の引き上げに伴い、2012年から2029年までに段階的に65歳から67歳へ引き上げられることが法律で定められている。

■ 38) 老齢年金受給者、施設入居者、職業教育訓練を事業所で実践的に受ける訓練性、学生は給付の適用対象とはならない。

■ 39) 外国人の場合は、ドイツにおいて就労を目的とする滞在許可を有しているか又は滞在許可の取得が可能な場合に給付を受けることができる。ただし滞在期間のうち最初の3か月間には、原則として「失業給付Ⅱ」を給付することはできない。

■ 40) 互いに関して責任を負い、保証しあうお互いの意思は、例えば、パートナーが1年以上一緒に暮らしている、共通の子供と暮らしている、あるいは子供や構成員を世帯内で扶養している、もしくは他者の所得や資産を自由に使う権限を与えられている場合に、存在すると推定される。これらの基準を満たした場合には、需要共同体 (BG) として受理される。ただし関係者が逆のことを証明した場合には、需要共同体 (BG) とは認められない。

■ 41) 「社会法典第2編 (SGBⅡ)」§§7~9 (http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_2/_7.html, http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_2/_7a.html, http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_2/_8.html, http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_2/_9.html) 参照。

より、要扶助性が一時的に、部分的または完全に認められない場合がある。

(a) 考慮される所得

考慮される所得とは、原則として、金銭または金銭価値を有する物によって得られる収入である。収入の種類や出所がどのようなものであるか、生計を満たすよう定められているか、租税義務があるか、一時的なものなのか継続するものなのかということは、問われない。考慮される所得には、以下のようなものが含まれる：

- 非自営の、あるいは自営の稼得活動からの収入
- 失業給付や疾病給付のような報酬保障給付
- 資本収益と利子収入
- 土地や森林からの賃貸収入
- 生活費の給付、児童手当
- 年金、所有株式からの収入
- 一度限りの収入（例えば租税払戻金、退職金 (Abfindungen)、相続財産）

(b) 所得から控除されるもの

所得から除外されるものには、以下のようなものが含まれる：

① 所得に割り当てられる税金

- 賃金税／所得税
- 連帯加算
- 教会税
- 営業税
- 資本収益税

② 公的社会保険の義務的な保険料

法律で規定された以下の保険料：

- 健康保険
- 介護保険
- 年金保険
- 就労促進

- 社会保険加入義務のある自営業者の保険料

③ 民間保険の保険料

例えば自賠責保険のように法律で規定される保険料は、全額所得から控除される。他の適切な民間保険の保険料に関しては、成人の場合月あたり総額30ユーロが控除される。なお、未成年が実際に民間保険に加入している場合は、その理由や額が適切であると判断される場合は適切な保険料総額が考慮される。

法的健康保険・年金保険の保険料が免除される要扶助者については、月あたり総額30ユーロを下回らない適切な保険料総額が控除される。

④ 「所得税法」にもとづき助成される老齢年金の保険料

「リースター年金 (Riester-Rente)」⁴²⁾に基づき助成される、投資のための最低保険料。

⑤ 収入の獲得・保障・維持のために必要な支出（必要経費）

例えば、

- 二重の家計管理のための費用
- 同業者連盟や労働組合の負担金
- 仕事に使用する材料や作業服のための支出
- 交通費

などが含まれる。

⑥ 法的扶養義務を満たすための出費

例えば、扶養項目に該当する金額や公証人が作成した扶養契約において確認される金額が含まれる。

⑦ 子供のための職業教育訓練あるいは職業準備の際の所得として、すでに考慮された金額

「連邦教育訓練助成法 (Bundesausbildungsförderungsgesetzes)」あるいは「社会法典第3編 (SGB III)」の規定にもとづき、給付算定の際にすでに考慮された所

■ 42) 「リースター年金 (Riester-Rente)」とは、2002年にリースター労働相 (当時) の下で導入された確定拠出型の任意の個人年金のことを言う。政府の認定を受けている民間年金保険および積立預金、ファンド積立プランから商品を選び、加入する。リスクの高いファンド系の商品であっても元金は保証される。原則サラリーマンをはじめとする公的年金加入義務のある者と、その配偶者が対象となる。加入者は国から助成を受けられる。詳細についてはホームページ (<http://www.newsdigest.de/newsde/content/view/263/33/>) を参照。

得は、2度目は算入されない。

⑧ 就労により賃金を得た場合の控除額

上記③④⑤に記載の費用（民間保険の保険料、老齢年金の保険料、必要経費）の代わりに、総所得から基礎控除として月額100ユーロが控除される。上記③④⑤に記載の費用の出費の方が多い場合には、総所得が月額400ユーロを上回る限りにおいて、より高い金額を控除することができる⁴³⁾。

月額100ユーロを超えた部分については、

- 月額100.01～800.00ユーロまでの部分については20%が控除される。
- 月額800.01～1,200.00ユーロ（未成年の子供を有するか需要共同体（BG）において未成年の子供と生活している場合には、1,500.00ユーロ）までの部分については、10%が控除される。

就労可能な要扶助者（eHb）が、未成年の子供を有するか、需要共同体（BG）において未成年の子供と生活している場合には、1,200.00～1,500.00の総所得において最大で30ユーロが控除される。

なお、この所得控除の額は、就労を促進するため、就労よりも受給が得、という事態が生じないように定められている。

(C) 考慮されない所得

① 特権所得

扶助の必要性を審査する際には算入対象とされない特権所得として、以下のようなものがある。

- 「連邦援護法（Bundesversorgungsgesetz）」⁴⁴⁾及び関連法に基づく基礎年金（Grundrenten）
- 教育手当（Erziehungsgeld）
- 一定基準以下の「両親手当（Elterngeld）」（300ユーロ）

- 盲人手当（Blindengeld）
- 教育に利用するための「養育手当（Pflegegeld）」（第1子及び第2子の里子には全額、第3子の里子には25%の額が支給される。）

② 就労機会（1ユーロジョブ）による収入

「就労機会（Arbeitsgelegenheit）」（「追加ジョブ」あるいは「1ユーロジョブ」とも言われる）には社会保険の加入義務がないため、扶助の必要性を審査する際の所得には算入されない。

(d) 資産

保有できる資産⁴⁵⁾の上限（資産から除外されるもの）は、原則として成人した本人及びパートナーにつき1年ごとに「年齢×150ユーロ」の控除額があり、一人につき最低3,100ユーロの基礎控除額がある。未成年の子供は一人につき3,100ユーロが控除される。また、老齢年金受給者に対しては、一人につき年齢ごとに250ユーロが控除される。その他に、必要最低限の物品調達のために、世帯員一人につき750ユーロが控除される。

なお、資産として考慮すべきではないものとして、就労能力のある者一人につき1台の自動車、適正な家財道具、自ら居住している適正な広さの住居又は土地などがある（「社会法典第2編（SGB II）」§12⁴⁶⁾）。

§ 給付内容

就労可能な要扶助者（eHb）の生計（場合によってはその需要共同体（Bedarfsgemeinschaft：BG）に属する一員の生計を含む）が維持されておらず、自らの月額収入が基準給付額（Regelleistung：RL）⁴⁷⁾を下回る場合、就労可能な要扶助者（eHb）本人と需要共同体（BG）に属する同居人は、「社会法典第2編（SGB II）」にもとづき要扶助状態にあると認定され、不足額を「失業給

■ 43) 「ハルツ改革」により、ミニジョブ/ミディジョブ従事者に対する所得税・社会保険料の減免、「失業給付Ⅱ」を受給しながらの就労（追加的稼得）における所得控除、中高年齢労働者に対する所得保障、若年労働者に対する職業訓練助成金等の制度などの就労と公的給付を組み合わせる「コンビ賃金（Kombilohn）」の仕組みが導入された。

■ 44) 「連邦援護法（Bundesversorgungsgesetz）」は、戦争被害者を救済する連邦法。

■ 45) 資産（Vermögen）として有効なものは、金銭で測ることできる個人のすべての財産である（例：現金、投資一口座における銀行預金、貯蓄預金、建築貯蓄預金、貯蓄証書、有価証券（例えば株式や国債の持分）、資本生命保険、所有家屋、所有地、自己所有の住居・土地に対するその他の物的権利）

■ 46) 「社会法典第2編（SGB II）」§12 (http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_2/_12.html) 参照。

■ 47) 基準給付額（Regelleistung：RL）については、3(2)g(a)に掲載する総括表を参照。

付Ⅱ (AlgⅡ)」として受給することができる。

生計を保障するための現金給付として、就労可能な要扶助者 (eHb) には「失業給付Ⅱ (ArbeitslosengeldⅡ)」が支給される。

就労可能な要扶助者 (eHb) と同じ「需要共同体」(Bedarfsgemeinschaft : BG) に所属する、就労可能でない者には「社会手当 (Sozialgeld)」が支給される。いずれも非課税となっている。

これらの「失業給付Ⅱ (AlgⅡ)」と「社会手当 (SG)」は、一度に6か月間分の給付が認定され、前払いで1か月分が支給されるが、すべての月について、常に30暦日で算定される。給付がまる1か月に満たない場合は、日割りで1日当たり1/30が支給される。通常、月の最初の平日に、就労可能な要扶助者 (eHb) の口座に振り込まれるようになっている。

給付を受けようとする者は、最寄りの行政区の所轄機関に、速やかに申請を行うことが必要となる。就労可能な要扶助者 (eHb) が1つの需要共同体 (BG) のための申請を行う場合、当該申請は就労可能な要扶助者 (eHb) と生活している他の者についても有効である。但し、就労可能な要扶助者 (eHb) の需要共同体 (BG) に所属する配偶者以外の満25歳以上の者(就労可能な要扶助者 (eHb) の子供あるいはパートナーの子供) は、自身の申請をする必要がある。

なお、前払いで現金給付が支給されるために、後で請求権がより低いか全くないことが判明した場合、就労可能な要扶助者 (eHb) は、過払いの給付金を返済しなければならない。虚偽の申請をしたために高額すぎる給付金が支給された場合も、同様の対応がなされる。

(a) 「失業給付Ⅱ (ArbeitslosengeldⅡ : AlgⅡ)」

ハartz改革前の「失業扶助 (Arbeitslosenhilfe)」とは異なり、離職前の賃金に関わりなく、生活に最低限必要な金額を保障するものである。なお、給付期間の制限はない。

就労可能な要扶助者 (eHb) は、「失業給付Ⅱ (AlgⅡ)」として以下①～⑤のものを受給する。

就労可能な要扶助者 (eHb) の所得と資産が一定の控除額を上回った場合には、実際の給付額は最大受給額よりも減少する。

① 基準給付額 (Regelleistung : RL)

継続的・一時的需要を総合的に満たすものとして、基準給付額 (Regelleistung : RL) がある。就労可能な要扶助者 (eHb) に対しては、食料・衣料・健康保持・家財道具・家庭内エネルギー (暖房を除く) の需要、日常生活の必需品の需要、および是認できる範囲での旅行や文化的な生活への参加のための需要を考慮するが、それ以外にも特定追加需要に対する給付がある。

基準給付額 (RL) が、100%支給されるのは、就労可能な要扶助者 (eHb) が、独身者又はひとり親である場合、又は未成年のパートナーと共に暮らしている成人の場合である。なお、後者の場合の未成年のパートナーは別途、規定給付額の80%の請求権を有する。

〈表1-4-13〉 基準給付 (Regelleistungen : RL) に関する総括表 (2009年7月1日以降)

<ul style="list-style-type: none"> ・単身者 ・ひとり親 ・未成年 (18歳未満) のパートナーがいる成人 	<ul style="list-style-type: none"> ・双方とも成人している場合のパートナー ・地方自治体の機関の保障なく引越しをする25歳未満の者 	<ul style="list-style-type: none"> ・14歳の子供 ・その他の稼働能力のある需要共同体 (BG) のメンバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・6～13歳の子供 	<ul style="list-style-type: none"> ・0～5歳の子供
100%	90%	80%	70%	60%
359ユーロ/月	323ユーロ/月	287ユーロ/月	251ユーロ/月 ⁴⁸⁾	215ユーロ/月

出典 「社会法典第2編 (SGBⅡ)」 § 20他⁴⁹⁾

基準給付額は、毎年7月1日に、法的年金保険の最新の年金価値の変更に合致するように決定される。すなわち、年金が一定の割合で上昇すると、基準給付もそれに対応して上昇する⁵⁰⁾。

■ 48) 2011年12月31日までの時限措置となっている。

■ 49) 基準給付 (Regelleistungen : RL) に関する総括表については、Sozialleistungen info. Leistungen des ArbeitslosengeldⅡ Personenkreis (<http://www.sozialleistungen.info/con/hartz-iv-4-alg-ii-2/alg-ii-leistungen.html>) 参照。

■ 50) 2010年の年金額は前年と変わらない。(2010年6月4日付け、連邦政府のプレスリリース)

http://www.undesregierung.de/nn_1272/Content/DE/Artikel/2010/04/2010-04-21-rentengarantie-verhindert-kuerzung.html

なお、基準給付額 (RL) が、「不経済な行動 (unwirtschaftliches Verhalten)」により、例えば、毎月の給付金が支払いから間もないうちにすでに使い果たされることが再三ある当該就労可能な要扶助者 (eHb) の生活態度が給付額に見合っていない場合は、その一部あるいは全部を現物給付 (クーポンの形) として支給されることがある。この場合には、苦境を乗り切らるために追加的な貸付金を申請している場合にも、現物給付で支給される可能性がある。

【参考】「求職者のための基礎保障」における「失業給付 II」の基準給付額 (RL) の改定について⁵¹⁾

2010年9月26日、ドイツ連邦労働・社会省は、「求職者のための基礎保障 (Grundsicherung für Arbeitsuchende)」の枠組みにおいて、①受給権を有する成人と子供の「基準給付額 (Regelleistungen : RL)」の算定方法を透明性のあるものにする、②成人と子供の「基準給付額 (RL)」の算定方法を明確に区分すること、③受給権を有する子供に対して、「社会手当 (Sozialgeld : SG)」に加えて「教育パッケージ (Bildungspaket)」と称する現物給付を新たに行うことを内容とする法案を公表した。同法案は、2010年12月3日に、連邦議会で可決された。しかしながら、同法案は12月17日の連邦参議院における審議で否決されたため、同日与野党の代表からなる両院協議会が開催され、再度2011年2月11日に連邦参議院における審議が行われたが、ここでも同法案は否決された⁵²⁾。2011年2月21日

に、再び両院協議会が召集され与野党の妥協による法案修正が行われ、同修正法案は2011年2月25日に連邦参議院の特別会議で採択された⁵³⁾。

2011年1月1日に遡り「基準給付額 (RL)」(月額) が以下の通り改定された。

〈成人 (18歳以上)〉

- 364ユーロ⁵⁴⁾ (5ユーロ増額) :
単身者、ひとり親、未成年のパートナーがいる者
- 328ユーロ (364ユーロの90%) :
成人同士のカップル (成人1人につき)
- 291ユーロ (364ユーロの80%) :
就労可能な要扶助者と同一世帯に所属する者

〈子供⁵⁵⁾〉

- 287ユーロ (現状維持) : 14歳以上18歳未満の子供
- 251ユーロ (現状維持) : 6歳以上14歳未満の子供
- 215ユーロ (現状維持) : 6歳未満の子供

②「失業給付 I」を受給していた者に対する加算 (Zuschlag)⁵⁶⁾

就労可能な要扶助者 (eHb) が、「失業給付 I」の受給終了後2年以内に、「失業給付 II (Alg II)」を受給する場合は、その差額を補填するために、「失業給付 II (Alg II)」の月額加算を受けることができる。

当該加算は、「失業給付 I (Alg I)」の終了日から最長で2年間受けることができるが、2年目は加算額が50%となる。

■ 51) 連邦労働社会省 (BMAS) のホームページ、2010年9月26日付け解説記事 : Transparent, fair, zukunftsorientiert (http://www.bmas.de/portal/47956/2010_09_26_regelsaetze_sgb2.html) 参照。

• 2010年12月3日付け解説記事 : "Mitmachen für Kinder möglich machen"

(http://www.bmas.de/portal/49600/2010_12_03_leyen_bt_regels_C3_A4tze.html) 参照。

■ 52) 連邦労働社会省 (BAMS) のホームページ、2011年2月11日付け解説記事 : "Keine Überfrachtung" (http://www.bmas.de/portal/50578/2011_02_11_br_bt_entscheidung.html) 参照。

■ 53) 連邦労働社会省 (BAMS) のホームページ、2011年2月21日付けプレスリリース : "Kompromiss bei Hartz IV" (http://www.bmas.de/portal/50642/2011_02_21_einigung_hartz_iv.html) 参照。

連邦労働社会省 (BAMS) のホームページ、2011年2月25日付け解説記事 : "Bildungspaket und Regelsätze" (http://www.bmas.de/portal/50748/2011_02_25_regelsatz_bp_bundesrat.html) 参照。

■ 54) 成人 (単身者、ひとり親、未成年のパートナーがいる者) の「基準給付額 (RL)」364ユーロの内訳は、食料・飲食費 (アルコールを除く) : 128.46ユーロ、衣服・靴 : 30.40ユーロ、住居・光熱費 : 30.24ユーロ、家具類 : 27.14ユーロ、保健 : 15.55ユーロ、交通費 : 22.78ユーロ、情報通信 : 31.96ユーロ、余暇・文化・娯楽 : 39.96ユーロ、教育 : 1.39ユーロ、宿泊・レストラン : 7.16ユーロ、その他の商品・サービス : 26.50ユーロ、となっている。

■ 55) 子供の「基準給付額 (RL)」は、新たな算定方法では現行額を下回るため、今回現状維持とされたが、この差額は将来の額の引き上げの際に相殺されることとなっている。

■ 56) 2010年6月7日付けドイツ連邦政府のプレスリリースによれば、2011~2014年の財政政策に関する与党協議において、歳出削減策として月額加算の廃止を検討することが打ち出されている。
(http://www.bundesregierung.de/nn_1272/Content/DE/Artikel/2010/06/2010-06-07-eckpunktepapier.html) 参照。

加算額の算定方法は、(最後の「失業給付Ⅰ」+住居手当)から「失業給付Ⅱ(AlgⅡ)」(住居費と暖房費を含む)を差し引いた差額がプラスになった場合には、当該差額の3分の2が「失業給付Ⅱ(AlgⅡ)」に加算される。ただし、加算額には限度があり、以下の表の通りとなっている。

〈表1-4-14〉加算額の上限額

	1年目	2年目
独身で就労可能な要扶助者(eHb)	160ユーロ/月	80ユーロ/月
需要共同体(BG)を形成する配偶者又はパートナー	320ユーロ/月	160ユーロ/月
加算を算定される者と需要共同体(BG)で共に生活している子供1人あたり:	60ユーロ/月	30ユーロ/月

需要共同体(BG)に属する就労可能な構成員の数名が以前に「失業給付Ⅰ」を受給していた場合には、その各々の構成員に対して加算がなされる。パートナーが需要共同体(BG)を離れる場合には、加算が新たに算出される。「失業給付Ⅱ」の受給者が正当な理由なく、合理的な就労の斡旋等を受け入れることを拒否するなどの義務違反のために「失業給付」を減額されている制裁期間中は、加算の支払いは完全になくなる。

③ 「追加需要(Mehrbedarfe)」⁵⁷⁾

妊婦、未成年のひとり親、障害者、健康上の理由から高額な費用がかかる食事を必要とするなど、基準給付(Regelleistung: RL)では生活が維持できない者に関する一定の追加的需要(Mehrbedarfe)に対して、担当機関は「失業給付Ⅱ(AlgⅡ)」あるいは「社会手当(SG)」に加えて補足的な支給を行うことができる。

ただし、個人的追加需要として支払われる上乗せ額の総計は、就労可能な要扶助者(eHb)に対する目安となる基準額(RegIstaz)を上回るとは認められない。

以下の表の対象者に対して基準給付(RL)に対する

上乗せ分が支給される。

〈表1-4-15〉追加需要(Mehrbedarfe)の上乗せ額

(2009年7月1日以降)

対象者のカテゴリー	月額	基準給付に対する割合
妊娠12週以降の妊婦 ・パートナーがいない場合 ・パートナーがいる場合	61ユーロ 55ユーロ	17%
ひとり親で7歳未満の子供が一人いる場合、又はひとり親で16歳未満の子供が2人以上いる場合	129ユーロ	36%
ひとり親で、未成年の子供を養育する場合	子供一人につき 43ユーロ	一人につき 12% 合わせて最高 60%
障害者で職業訓練を受講している者等	126ユーロ	35%
健康上の理由で高額な食品を必要とする者	25から70ユーロ	-

④ 住居と暖房のための給付(Leistungen für Unterkunft und Heizung)

住居費⁵⁸⁾と暖房費は、その額が適切である限り、実費負担額が、地方自治体によって就労可能な要扶助者(eHb)に対して支払われる。連邦政府も給付費用の一部⁵⁹⁾を負担する。

就労可能な要扶助者(eHb)は、この給付を本来の目的のためだけに使用する義務がある。就労可能な要扶助者(eHb)がこの給付を適切に使用しているかが確認できない場合は、地方自治体の担当機関が直接、家主等に住居費を支払う場合もある。

住居費が適切な額かどうかを判断する根拠として、以下のものがある。

- 個々の個人的状況の事例(家族構成員の人数、年齢)
- 居住面積
- 当該地域の賃料の平均額と比較して、他の地域に、より低価格の賃料の住居が存在する可能性

就労可能な要扶助者(eHb)が、自宅又は自己所有の住居に住んでいる場合は、住居費には、それに関連す

■ 57) 「社会法典第2編(SGBⅡ)」§21(http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_2/_21.html) 参照。Sozialleistungen info. のホームページ Leistungen des Arbeitslosengeld II Mehrbedarf (<http://www.sozialleistungen.info/con/hartz-iv-4-alg-ii-2/alg-ii-leistungen.html>) 参照。

■ 58) 住居費とは別に「住居手当(Whongeld)」があるが、これは住居を賃借又は保有する低所得者に対する助成として、申請により家族の人数と所得に応じて支給される制度である。なお、「失業給付Ⅱ」、「社会手当(SG)」の受給者は、「住居手当」を別途申請する権利を有しない。連邦交通・建設・都市開発省(BMVB)のホームページ(http://www.bmvbs.de/EN/BuildingAndHousing/Housing/housing_node.html#doc26430bodyText3)参照。

■ 59) 2010年における連邦政府の費用負担の割合は、Baden-Württemberg州には27.0%を、Rheinland-Pfalz州には33.0%を、その他の州には23%となっている。「社会法典第3編(SGBⅢ)」§46-(6) (http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_2/_46.html) 参照。

る費用も含まれる(例えば、抵当権のための負債利子、土地税、住宅用建物保険、地代、賃貸住宅にする場合の付随費用)。最終的に資産を築くような償却分割払(住宅ローン)は、福祉給付の目的と両立不可能なものであり、当該費用には含まれない。

出費が適切な額より多い場合には、就労可能な要扶助者(eHb)は、住居費をできる限り削減することを要請される。また、より賃料の安い住居に転居することが要請されるが、これは住居が不適切に大きくその出費が不適切に高い場合に限られる。この件に関しては所轄機関が裁定を下す。転居が必要とされる場合は、引っ越しが可能か又は予定されるまでの間、より高い住居費が支払われるが、これは最長で6か月間までとなっている。

関連事項として、これまでの担当機関が新しい住居の調達費用と転居費用、そして(場合によっては新しい担当機関が)敷金を(通常、貸付金として)就労可能な要扶助者(eHb)のために支払うことができる。

留意事項として、新しい住居の契約を締結する前に、新住居の所在地の管轄機関から将来の住居費の支払いに対する了承を得ることが必要となる。

転居が必要でないのに転居し、転居先の住居費が増加する場合には、従来の住居費のみが継続して支払われることとなる。

住居と暖房のための給付を受ける就労可能な要扶助者(eHb)が、住居の賃料及び/又は暖房費の支払い債務がある場合は、その債務の支払いのために貸付金を受け取ることができる。ただし、場合によっては、保有する資産を、基礎控除額内において、前もって債務支払いのための返済に充てなければならない。

「社会法典第3編(SGB III)」に基づく「職業教育訓練助成金(BAB)」⁶⁰⁾又は「職業教育訓練手当(Ausbildungsgeld)」⁶¹⁾、又は「連邦職業教育訓練促進法(BAföG)」⁶²⁾に基づく給付を受けている職業教育訓練を受講中の者

は、住居の無担保費用のための給付⁶³⁾を受けることができる。

○両親の世帯からの転居の際の特記点

就労可能な要扶助者(eHb)が未婚で25歳未満であり、以下に記載した事項を理由として、両親あるいはひとり親の住居から引っ越そうとしている場合には、転居前の従来の「失業給付Ⅱ」の担当機関であるジョブ・センター(Job Center)の了承を得ているのであれば、新しい住居の賃料と暖房費を受けることができる。新しいジョブ・センター(Job Center)の所轄領域に転居する場合、そちらの了承も必要となるが、重大な理由により、新しいジョブ・センター(Job Center)の了承を得ることが不可能な場合には、新しいジョブ・センター(Job Center)の承認は不要である。必要とされるジョブ・センター(Job Center)の了承を得ずに転居する場合は、独身者の基準給付(RL)の80%のみが支給される。この場合は、住居費と暖房費のための給付は支給されず、住居の初期投入資金のための給付も支払われない。

なお、未婚で25歳未満の就労可能な要扶助者(eHb)が、転居の了承を得ることができる場合は以下に限定される。

- 両親の住居に留まることができない深刻な社会的理由があり、それを証明することが可能な場合。
- 新しい住居への転居が就職するに当たり必要である場合。
- 上記に等しい程度の深刻な理由が存在し、かつそれを証明することが可能な場合。

⑤ 万が一の場合の特別な給付

- 特別な需要の際の貸付金

特別な生活状況において、生計を脅かすような資金需要が発生する可能性がある場合は、現物給付(原価)や貸付金としての現金給付を受け取ることができる。

60) 「職業教育訓練助成金(BAB)」については、310参照。

61) 「職業教育訓練手当(Ausbildungsgeld)」は、障害のある者が職業教育訓練を受ける際に申請により給付される手当である。

62) 「連邦職業教育訓練促進法(BAföG)」は、経済的困難な状況等にある学生に対する経済支援(助成金、貸付金)を規定する連邦教育・研究省(BMBWF)が所管する連邦法。

63) 住居の無担保費用のための給付には、住宅ローンの補助を含む。

このような回避不能な需要とは、例えば損失、損傷、物品の窃盗、あるいは急を要する整備作業が想定されている。

需要共同体 (BG) 全体のための基準給付 (RL) から毎月最大10%が差し引かれるか、給付額が減額されるかにより、貸付金は相殺される。

• 一度限りの給付 (Einmalige Leistungen)

毎月支給される基準給付 (RL) (3(2)g(a)①参照。)は、持続的な生計を維持することを想定しているが、その他に以下の事項に対して一度限りの給付を受けることができる。

- 家庭用器具を含む住居の初期投入資金。
- 衣服のための初期投入資金、妊娠と出産のための初期投入資金。
- 教育法の規定に基づく2泊以上のクラス旅行。

これらの一度限りの給付は現金給付として支給される場合もあれば現物給付 (クーポン) として支給される場合もある。

要扶助性がないために生計の保障のための基準給付 (RL) を受けていない者であっても、このような特別な需要を完全に満たすための十分な所得や資産を有していない場合には、一度限りの給付を受けることができる。ただし、その際には、給付決定後の6か月間の所得が考慮されることとなる。

⑥ その他の給付

「失業給付 II」の補足的手当として、「入職手当 (Einstiegsgeld)」があるが、これは「失業給付 II」の受給者が、要扶助性を克服し、週最低15時間の社会保険加入義務のある就労を受け入れ、または自営業に就労する場合には、24か月を限度として、ジョブ・センターの相談員から裁量的に支給されるものである⁶⁴⁾。

(b) 「社会手当 (Sozialgeld : SG)」⁶⁵⁾

就労可能な要扶助者 (eHb) と需要共同体 (BG) において、同じ世帯で生活する、15歳未満の子供及び就労可能でない者であって、経済的に共通の家計を営んでおり、「社会法典第12編 (SGB XII)」第4章 (高齢時及び就労不能時の基礎保障) に基づく「社会扶助」(3(3)参照) の請求権を有さない者に対しては、生計の保障のための給付として「社会法典第2編 (SGB II)」に基づく「社会手当 (SG)」として以下の給付を受給することができる。

- 生計の保障のための基準給付 (RL)
(詳細については3(2)g(a)①参照)
- 生計費における追加需要に対する給付
(詳細については3(2)g(a)③参照)
- 住居と暖房に関する給付
(詳細については3(2)g(a)④参照)

なお、「社会手当 (SG)」の給付額は、15歳未満の子供に対しては251ユーロとなり、就労可能でない15歳以上の者に対しては、「失業給付 II (Alg II)」の基準給付 (RL) に対応している。

【参考】 「失業給付 II (Alg II)」の受給者の社会保障 (社会保険料)の連邦政府による負担について

「失業給付 II (Alg II)」を受給する際には、原則として公的健康保険、介護保険⁶⁶⁾ および年金保険⁶⁷⁾ に加入する義務があるが、この場合の保険料は連邦政府の財源により負担される。また、労災保険⁶⁸⁾ は任意加入で保険料は原則として本人負担であるが、基礎保障の所轄機関の特別な要請に応じて、他の担当機関や場所に出頭する場合 (例えば医師の診断や事業主の所での面接) には、保険料が連邦政府の一般財源 (税金) により負担される⁶⁹⁾。

■ 64) 「社会法典第2編 (SGB II)」§ 16b (Einstiegsgeld) (http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_2/_16b.html) 参照。

■ 65) 「社会法典第2編 (SGB II)」§ 28 (Sozialgeld) (http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_2/_28.html) 参照。

■ 66) 健康保険・介護保険料については、家族がこれらの保険に加入している場合は、「失業給付 II」の受給者もその家族保険に共同加入することを優先する。家族保険は、一定の条件ですでに保険に加入している (配偶者、生活パートナー、両親のいずれか) の下で加入可能な共同保険である。

■ 67) 年金保険料は、就労して保険料を拠出している者を除き、連邦政府が負担する。

■ 68) 労災保険制度は、従業員が職業病にかかったり、職場・通勤途中で労災にあつたりした場合の時のための事業主の賠償保険。適用対象者は、被用者、職業訓練生、学生等であり、保険料はすべて事業主が負担する制度である。

(なお、ドイツの健康保険、介護保険、年金保険の制度概要については、「2009～2010年海外情勢報告」定例報告第3章ドイツ2を参照のこと。)

(c) 制裁 (Sanktionen)

① 「失業給付 II (Alg II)」の受給者に対する制裁

「失業給付 II (Alg II)」の受給者が、正当な理由なく、合理的な就労の斡旋等を受け入れることを拒否するなどの義務違反を行った場合には、初回の義務違反で基準給付が30%減額される。さらに2度目の義務違反があった場合には基準給付が60%減額され、1年間に3回の義務違反を重ねると、「失業給付 II (Alg II)」の請求権がなくなる。

連邦雇用庁 (BA) 等への届出を怠る、医師の診断を受けない、心理学的診査のために出頭しないなどの義務違反の場合は基準給付が10%減額される。再度義務違反があった場合には、基準給付が20%減額される。

なお、基準給付の30%以上の減額がある際には、特に未成年の子供が需要共同体 (BG) において生活している場合は、適切な範囲で現金給付に現物給付 (例えば食料クーポン) が追加的に与えられる。

また、以下の場合には、合理的な就労の斡旋を放棄または拒否することにつき重要な理由があるとされ、制裁措置は採られない：

- 就労することにより3歳未満の子供の養育が脅かされる場合。
- 就労することと家族の介護が両立不可能で、介護を他の方法で保障することができない場合。
- 一定の就労を行うことが身体的・精神的・情緒的に不可能である場合。

なお、制裁期間は各々の違反について最長で3か月間となっている。

15歳以上25歳未満の者が、義務違反 (届出義務違反

を除く) を行った場合は、初回の義務違反より、現金給付が一律3か月間停止される。また、生活費のための追加需要の請求権もなくなる。住居費と暖房費のみが支給されるが、定期的に家主に直接支払われる。ただし、その他の現物給付又は金銭価値のある給付 (例えば食料クーポン) は支給可能となっている。

再三義務に違反する場合、住居費と暖房費の負担は原則として最長3か月間停止されるが、一定の要件の下で住居費を継続して支払ってもらうことはできる。

制裁期間は個々の事例の全ての状況を考慮して、最長で6週間にまで短縮することができる。

② 「社会手当 (SG)」の場合の制裁

「社会手当 (SG)」を受給している者に対しても、以下の場合、各々の違反について一律3か月間の制裁措置が採られる。

- 制裁の法的効果 (Rechtsfolgen) について、書面により忠告を受けていたにもかかわらず、自発的に報告を行うことや、医師の検診あるいは心理学的診査のために出向くという、担当機関からの要請に従わない場合。
- 満18歳以上の者で、「社会手当 (SG)」の請求権や引き上げを実現させるために意図的に所得や資産を過少申告した場合。
- 制裁の法的効果 (Rechtsfolgen) について忠告を受けていたにもかかわらず、経済的でない行動を改めない場合。

h 給付実績等

2009年における「失業給付 II (Alg II)」の月当たりの受給者数は4,907,759人、「社会手当 (SG)」の月当たりの受給者数は1,817,393人であった。

資料出所 ドイツ連邦雇用庁 (BA)⁷⁰⁾
「Statistik der Grundsicherung für Arbeitsuchende nach dem SGB II」

■ 69) 「社会法典第2編 (SGB II)」§6 (http://bundesrecht.juris.de/sgb_2/_6.html) 参照。

「社会法典第2編 (SGB II)」§46 (http://bundesrecht.juris.de/sgb_2/_46.html) 参照。

■ 70) ドイツ連邦雇用庁 (BA) ホームページ

「Statistik der Grundsicherung für Arbeitsuchende nach dem SGB II」

(<http://statistik.arbeitsagentur.de/Navigation/Statistik/Statistik-nach-Themen/Zeitreihen/Zeitreihen-Nav.html>) 参照。